

エコアクション21 環境経営レポート

2025年度(令和7年度)



2025年4月1日 ～ 2026年3月31日

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

発行日：2026年(令和8年)6月5日

深澤建設株式会社

目 次

1. 事業の概要・規模・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
2. 環境の活動組織役割・責任・権限・・・・・・・・ P2
3. 環境経営方針・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
4. 環境経営目標・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
5. 環境経営計画・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
6. 環境経営目標の実績とその評価・・・・・・・・ P6
次年度の環境経営目標
7. 環境経営計画に基づき実施した取組内容・・・・・・・・ P7
取組結果とその評価、次年度の取組内容
8. 環境関連法規の遵守状況・・・・・・・・ P8
9. 代表者による全体の評価と見直し・指示・・・・・・・・ P9

1 事業の概要・規模

1. 事業所名 深澤建設株式会社
2. 代表者名 勝亦 哲也
3. 所在地 本 社：静岡県富士市松岡 604 番地の 8
資材置場：静岡県富士市松岡 367 番地
4. 法人設立年月日 1974 年(昭和 49 年)12 月 27 日
5. 環境管理責任者 勝亦 哲也
連絡担当者 石毛 稔
6. 連絡先 TEL 0545-61-4650
FAX 0545-61-4860
E-mail info@fukasawa-kensetsu.jp
URL <http://fukasawa-kensetsu.jp>
7. 事業活動 建設工事：土木・とび土工・舗装・管
宅地建物取引業
8. 事業内容（許可の状況）
建設業：静岡県知事許可（般一3）第 10694 号
産業廃棄物収集運搬業：静岡県知事第 02201138383 号（※自社運搬のみ）
宅地建物取引業：静岡県知事(1)第 14896 号

9. 事業の規模

活動規模	2023 年度(令和 5) (2023/4 - 2024/3)	2024 年度(令和 6) (2024/4 - 2025/3)	2025 年度(令和 7) (2025/4 - 2026/3)
売上高	612 百万円	513 百万円	478 百万円
従業員	15 人	17 人	15 人
事務所床面積	116.5 m ²	116.5 m ²	116.5 m ²
資材置場敷地面積	990 m ²	990 m ²	990 m ²

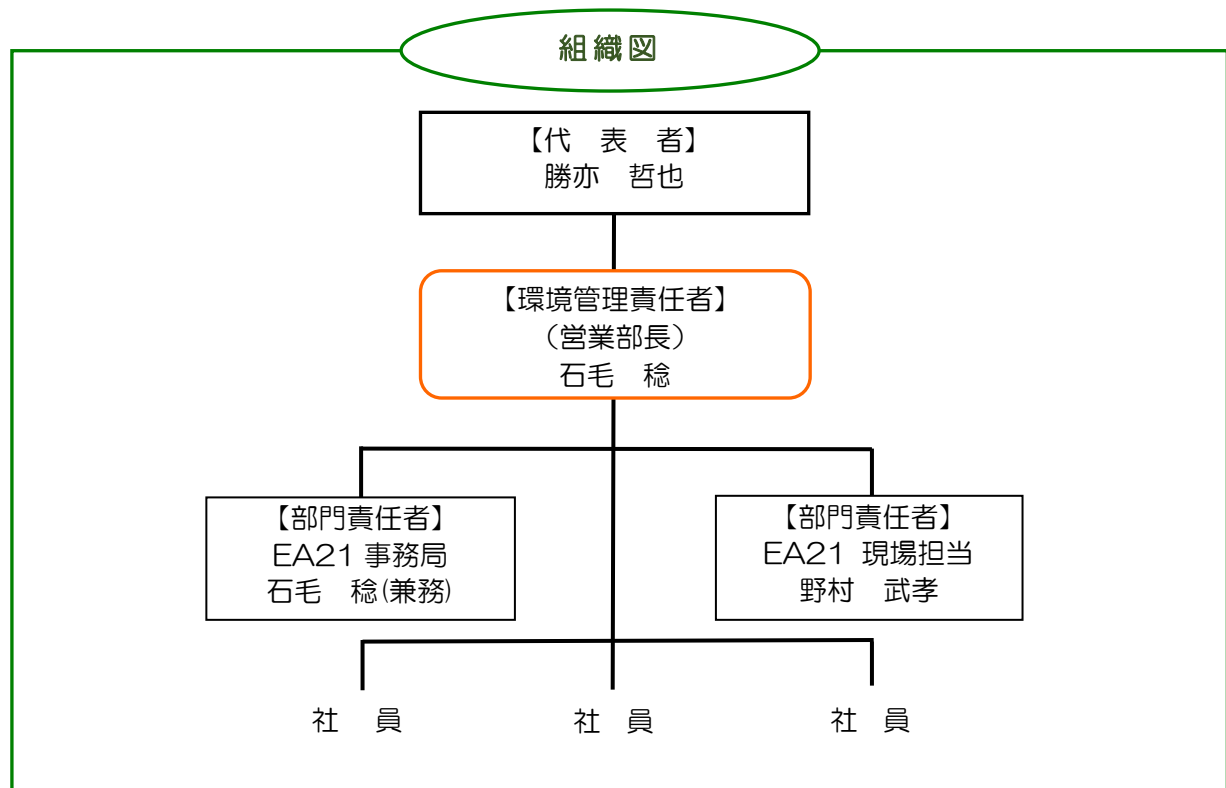
10. 保有車両／重機の状況(令和 7 年 4 月 1 日現在)

- ・建設重機： 5 台（軽油使用）
- ・車 両：15 台 工事用車両 6 台・乗用車 9 台
(ガソリン 6 台・軽油 6 台・ハイブリッド 3 台)

11. 認証・登録範囲は、全組織・全活動・全従業員で全社活動を行っています。

2 環境の活動組織役割・責任・権限

1) 事業所（エコアクション 21 対象範囲）



2) 役割の分担と権限

代 表 者	・ 代表者による、経営における課題とチャンスの明確化。 ・ 環境経営に関する計画・実施・評価・見直し等を統括する。 ・ 全体の環境方針の策定・計画・実施・評価・見直しを統括し承認する。 ・ 環境活動レポートを承認する。 ・ エコアクション 21 を運用し、維持するための経営資源を用意する。
環 境 管 理 責 任 者	・ 環境経営システムの計画・実施（管理）・評価・見直しを取りまとめる。 ・ 環境目標に基づき活動計画書を作成し実施（管理）状況を記録する。 ・ 環境関連の教育、訓練の実施等、外部コミュニケーションの窓口。 ・ 環境活動の年間の活動結果のレポートを作成・報告し、公開を行う。
部 門 責 任 者	・ 各部門における環境経営システムの計画・実施・評価・見直しを行う。 ・ 環境関連法規等の順守評価の実施/問題点の発見/是正/予防処置を行う。
社 員	・ 環境負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックの実施。 ・ 自部門における環境経営システムの実施。 ・ 緊急時の連絡は深澤建設緊急時対応手順に準じる。

3 環境経営方針

企業理念

深澤建設(株)は、現在の自然環境は、人の生活や活動から今日までに変化（悪化）したものと考えています。また、自然の浄化する力も限界がきてしまったと、認識しています。

私達は、建設業としての事業活動をするにあたり、自然環境をこれ以上は破壊しない様に考慮し、自然保護と良好な環境の回帰を求めます。そこでエコアクション21を従業員一同で努力する事により、環境に対する共存と共生をしながら、今後の環境経営を継続的に取り組みます。

環境方針

1. 環境に配慮した施工計画及び使用材料に係る活動を推進します。
2. 地球環境保護のため、省資源・省エネルギー・リサイクル活動を推進します。
 - ① 使用エネルギーを低減させることにより、CO2 排出量を削減します。
 - ② 廃棄物の発生を軽減し、分別の実施により再利用、再資源化を推進します。
 - ③ 水の使用量を削減し、配水量を減らします。
3. 環境関連の法規等を明確化し、遵守します。
4. 購入する資材や事務用品・備品は再生材や環境負荷の少ない商品を優先的に購入します
5. すべての社員に対して環境に関する教育を行い、環境保全の意識及び能力の向上を図ります。
6. 環境経営の継続的改善を誓約します。

※環境コミュニケーションの積極的な実現を進める為に、環境活動レポートを従業員に周知すると共に、社外にも公表します。

【SDGs との関連】



制定年月日 2017年10月20日
(平成29年10月20日)

改訂年月日 2024年5月1日
(令和6年5月1日)

深澤建設株式会社
代表取締役 勝亦哲也

4 環境経営目標

新社屋建設から2年が経過した2023年度(令和5年度)から、従来環境目標の基準値としてきた2016年度(平成28年度)の実績数値では現状の数値との間に差異が生じてきた為、レポートの基準年を2022年度(令和4年度)実績に変更して基準年比として示しています。

項目		単位	基準年実績	本年度目標	中期目標	
			2022 年度 (令和 4 年 4 月 ～ 令和 5 年 3 月)	2025 年度 (令和 7 年 4 月 ～ 令和 8 年 3 月)	2026 年度 (令和 8 年 4 月 ～ 令和 9 年 3 月)	2027 年度 (令和 9 年 4 月 ～ 令和 10 年 3 月)
内訳	二酸化炭素排出量（事務所）	kg-CO2	99,047	▲1.0%	▲1.0%	▲1.0%
	電力	kWh	7,476	▲1.0%	▲1.0%	▲1.0%
	ガソリン	L	7,282	▲1.0%	▲1.0%	▲1.0%
	軽油	L	30,498	▲1.0%	▲1.0%	▲1.0%
	LPG	Kg	124	▲1.0%	▲1.0%	▲1.0%
廃棄物	産業廃棄物排出量	t	受注した工事内容(数/種類/規模等)により数値が大きく左右され数値統制ができないため、目標を設定せず削減活動に努める			
	産業廃棄物再資源化率	%	99.7	99.7	99.7	99.7
	一般廃棄物排出量	kg	67	▲1.0%	▲1.0%	▲1.0%
環境に配慮した取組	環境配慮工事の実施と提案	件	2	2	2	2
水道使用量の削減		m³	128	維持管理	維持管理	維持管理

〈備考〉

1. 「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の電気事業者別排出係数関連ページ(<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc/denki>)より、東京電力2021年度調整後排出係数実績(公表は2023年)の「0.457 kg/CO2/kWh」を使用した。

5 環境経営計画

2025 年度：2025 年 4 月～2026 年 3 月
(令和 7 年度：令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月)

環境活動項目			部門の 責任者 (担当者)	スケジュール			
				4-7 月	8-11 月	12-3 月	
二酸化炭素の削減	エコ・ドライブ	A unnecessaryアイドリングの禁止	野村武孝			▶	
		B 不要な荷物を積まない（1 回/月チェックする）				▶	
		C 急発進・急加速の禁止				▶	
		D 早めにシフトアップ				▶	
	運転管理等	A 運転日報の記載・燃費確認	野村武孝			▶	
		B 同方向の相乗りの励行				▶	
		C 低冷房運転の励行				▶	
		D 自動車購入時は省エネ車に切り替え					
	空調等	A エアコンの設定温度を夏期 28℃、冬期 20℃に設定	石毛 稔			▶	
		B クールビズ、ウォームビズの実施				▶	
		C 空調フィルターの定期清掃（3 回/年）		▶	▶	▶	
	事務所	A 未使用天井照明の電源OFF	石毛 稔			▶	
		B 高効率照明の採用（LED等）				▶	
		C 未使用設備の電源OFF（OA機器など）	勝亦哲也			▶	
		D 段取り時間の短縮				▶	
		E 5S活動の実施				▶	
混廃のリサイクルの推進	A プラスチック端材の再利用率向上		勝亦哲也			▶	
	B 廃プラスチックのリサイクル率向上					▶	
	C 木くずのリサイクル率向上					▶	
事務用品購入率向上		A 事務用品の選定		石毛 稔			▶
環境に配慮した取組の 実施と提案		A 環境に配慮した工事の提案		勝亦哲也			▶
		B 環境目標（数値目標）の設定					▶
		C 建設副産物のリサイクル計画（工事着手時）の作成					▶
水使用量の削減		A 節水の励行（手洗い等で蛇口をこまめに閉める習慣の徹底）		石毛 稔			▶

6 環境経営目標の実績とその評価

★2025 年度(令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月)の環境目標の実績

項目		単位	基準期間	運用期間				
			2022 年度 (令和 4 年度)	2025 年 4 月～2026 年 3 月 (令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月)				
			基準値	目標 削減率	目標値	実績値	実績削減率 (基準値比)	評価
二酸化炭素排出量		kg-CO ₂	99,047	▲1.0%	98,057	125,441	+26.6%	×
内訳	電力	kWh	7,476	▲1.0%	7,401	8,197	+9.6%	×
	ガソリン	L	7,282	▲1.0%	7,209	9,459	+29.9%	×
	軽油	L	30,498	▲1.0%	30,193	38,560	+26.4%	×
	LPG	Kg	124	▲1.0%	123	88.1	▲29.0%	○
廃棄物	産業廃棄物 排出量	t	受注した工事内容(数/種類/規模等)により数値が大きく左右され 数値統制ができないため、目標を設定せず削減活動に努めた			3,403		
	産業廃棄物 再資源化率	%	99.7		99.7	91.5	+8.2%	×
	一般廃棄物 排出量	kg	67	▲1.0%	66	66.9	▲0.1%	○
環 境 に 配 慮 し た取組	環 境 配 慮 工 事 の 実 施 と 提 案	件	2		2	2		○
水道使用量の削減		m ³	128	維持管理	維持管理	49	▲61.7%	○

〈備 考〉

1.実績削減率は、基準値に対する削減量の割合で示す。

2.「購入電力」の二酸化炭素排出係数は、環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」の電気事業者別排出係数関連ページ
<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc/denki> より、東京電力 2021 年度調整後排出係数実績(公表は 2023 年)の
「0.457 kg/CO₂/kWh」を使用した。

★次年度の環境経営目標

項目		単位	基準期間	次年度の環境経営目標	
			2022 年度 (令和 4 年度)	2026 年 4 月～2027 年 3 月 (令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月)	
			基準値	削減率等	目標値
二酸化炭素排出量		kg-CO2	99,047	▲1.0%	98,057
内訳	電力	kWh	7,476	▲1.0%	7,401
	ガソリン	L	7,282	▲1.0%	7,209
	軽油	L	30,498	▲1.0%	30,193
	LPG	Kg	124	▲1.0%	123
廃棄物	産業廃棄物排出量	t	受注した工事内容(数/種類/規模等)により数値が大きく左右され 数値統制ができないため、目標を設定せず削減活動に努める		
	産業廃棄物再資源化率	%	99.7	維持管理	99.7
	一般廃棄物排出量	kg	67	▲1.0%	66
環境に配慮 した取組	環境配慮工事の提案	件	2		2 件
水道使用量の削減		m ³	128	維持管理	128

7 環境経営計画に基づき実施した取組内容・取組結果とその評価

【取組期間】2025 年度：2025 年 4 月～2026 年 3 月
(令和 7 年度：令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月)

目的	項目	責任者		評 価		次年度の取組
				評価	内 容	内容
二酸化炭素 の削減	エコ・ドライブ	野村武孝	A 不必要なアイドリングの禁止	○	徹底されている	継続
			B 不要な荷物を積まない(1 回/月チェックする)	○	徹底されている	
			C 急発進・急加速の禁止	○	徹底されている	
			D 早めにシフトアップ	○	徹底されている	
	運転管理等	野村武孝	A 運転日報の記載・燃費確認	○	徹底されている	継続
			B 同方向の相乗りの励行	○	徹底されている	
			C 低冷房運転の励行	○	徹底されている	
			D 自動車購入時は省エネ車に切り替え	○	実施された	
	空調等	石毛 稔	A エアコンの設定温度を夏期 28℃、冬期 21℃に設定	○	徹底されている	継続
			B クールビズ、ウォームビズの実施	○	徹底されている	
			C 空調フィルターの定期清掃(3 回/年)	○	実施された	
	事務所	石毛 稔	A 未使用天井照明の電源 OFF	○	徹底されている	継続
			B 高効率照明の採用(LED 等)	○	徹底されている	
			C 未使用設備の電源 OFF(OA 機器など)	○	徹底されている	
		勝亦哲也	D 段取り時間の短縮	○	徹底されている	
			E 5S 活動の実施	○	徹底されている	
混廃のリサイクルの 推進	勝亦哲也		A プラスチック端材の再使用率向上	○	徹底されている	継続
			B 廃プラスチックのリサイクル率向上	○	徹底されている	
			C 木くずのリサイクル率向上	○	徹底されている	
事務用品購入率向上	石毛 稔		A 事務用品の選定	○	徹底されている	継続
環境に配慮した取組	勝亦哲也		A 環境に配慮した工事のテーマ検討	○	徹底されている	継続
			B 環境目標(数値目標)の設定検討	○	徹底されている	
			C 建設副産物のリサイクル計画(工事着手時)	○	徹底されている	
水使用量の削減	石毛 稔		A 節水の励行(手洗い等で蛇口をこまめに閉める習慣の徹底)	○	徹底されている	継続

8 環境関係法規の遵守状況

1. 環境関連法規の遵守状況

法的義務を受ける主な環境関連法規は、以下の通りです。

評価日 令和 7 年 5 月 15 日

評価者 環境管理責任者 勝亦 哲也

法規・条例・規制			条項	適用内容または規制基準値	備考	遵守
直接適用	法令	廃棄物処理法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	第 12 条第 5 項	廃棄物の委託処理	収集運搬及び処分許可業者	○
			第 12 条第 6 項	運搬又は処分を委託する場合の処理基準の遵守	処理業者と契約書の締結	○
			第 12 条の 3 第 1 項	マニフェストの交付		○
			第 12 条の 3 第 2 項	マニフェストの保管	A 票、5 年間保管	○
			第 12 条の 3 第 7 項	マニフェスト交付状況の知事報告		○
			第 12 条の 3 第 8 項	管理票写しの送付がない時の適切な措置の実施	運搬又は処分業者からの B 2 (90 日以内) ,D,E 票 (180 日以内) の期間内返却	○
			第 14 条第 1 項	産業廃棄物の収集運搬業の許可	県知事の許可	○
			第 14 条の 2	産業廃棄物の収集運搬業の許可等変更	県知事の許可	○
			第 12 条第 2 項	産業廃棄物保管基準	廃棄物保管場所掲示板(60×60 センチ以上)の設置	○
			第 12 条第 9 項, 10 項	多量排出事業者	産業廃棄物減量化計画を作成し当該年度の 6 月 30 日までに知事に提出し、翌年 6 月 30 日までに実施状況を電子で報告	○
		建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	第 5 条 第 9 条	建設業者の責務 対象建設工事受注者又は自主施工者の分別解体等の実施	分別の励行、リサイクルの推進 解体工事-80 m ³ 以上 その他工作物に関する工事(土木工事等-500 万円以上)	○
			第 10 条	対象建設工事受注者又は自主施工者の対象工事の届出	発注者に工事計画等を説明し 工事着手 7 日前までに市長に届出書を提出	○
			第 12 条	対象建設工事受注者の発注者への届出事項の説明		○
			第 16 条	対象建設工事受注者の再資源化等の実施		○
			第 18 条	対象建設工事の元請業者による発注者への特定建設資材廃棄物の再資源化工事等の完了報告	発注者への完了報告	○
			第 31 条	技術管理者の設置		○
		騒音規制法	14 条	特定建設作業の実施の届出	バックホウ(原動機定格出力 80KW 以上)を使用する作業	○
		振動規制法	14 条	特定建設作業の実施の届出	くい打機(振動規制法の特定建設作業に準ずる)	○
		自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	第 8 条	使用済自動車の引渡義務		○
			第 73 条	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	リサイクル料金の支払(廃車時)	○
		建設業法	第 3 条の 1	国土交通大臣に対する一般建設業の許可の申請		○
			第 25 条第 1 項	主任技術者の設置		○
			第 25 条第 2 項	管理技術者の設置		○
		フロン排出抑制法	第 1 6 条	簡易点検 3 カ月に一回以上実施	機器廃棄後 3 年間記録保管	○
	静岡県条例	静岡県生活環境の保全等に関する条例	第 71 条	騒音に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始 7 日前)	鉄骨及び橋りょうの組み立て作業	○
			第 72 条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	○
			第 88 条	振動に係る特定建設作業の実施の届出(工事開始 7 日前)	くい打機(振動規制法の特定建設作業に準ずる)	○
			第 89 条	改善勧告及び改善命令	規制基準の遵守	○
		静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	第 82 条	産業廃棄物管理責任者の設置		○
			第 10 条	委託先の実地確認と記録の保存	現地確認記録の保管	○
責務・努力	法令	環境基本法	第 8 条	自主努力義務、行政への協力	EA21 の取組	○
		地球温暖化対策推進法	第 5 条	自主努力義務、行政への協力(温室効果ガス抑制措置)	EA21 の取組	○
		循環型社会形成推進基本法	第 11 条	廃棄物の 3 R 及び適正処理の推進	廃棄物の分別、行政への協力(廃棄物等の内、有用な物の循環的な利用を促進)	○
		リサイクル法(資源の有効な利用の促進に関する法律)	第 4 条	指定再資源化製品のリサイクルへの協力(適正廃棄)	パソコン、小型二次電池等の廃棄時	○

2. 違反・訴訟の有無

関係機関からの指摘、利害関係者からの訴訟は、過去 3 年間ありませんでした。

9 代表者による全体の評価と見直し・指示

令和 8 年 5 月 15 日

深 澤 建 設 株 式 会 社

代表取締役 勝亦 哲也

令和 7 年度の取り組みについて、環境経営方針と環境経営目標、及び環境経営・実施体制を含めた実施状況等について、評価を行った。

※環境経営方針

問題なし

※環境経営目標及び計画

基準値/目標削減率の修正から 3 年経過したが、事業環境の変動を考慮しこの先数年の間は基準値を変更せず状況を把握した上で再度目標設定と計画を立案するものとする。

新社屋建設から 5 年、現状売上高はほぼ横ばいを維持しているが、受注工事の内容や従業員の入れ替わりによる人数変更等を鑑み、常に実状に合わせた目標設定・実績把握を継続していく事が必要であり、日々状況をふまえた評価・修正・改善を繰り返し行っていく。

当社は、本業である建設工事の売上を増加させ、従業員ひいては地域社会に還元できるようにしていく事を事業における最大の目標としているので、それに沿った環境経営目標及び計画を立てるべきと考える。

当社の受注の 80%程度が公共工事であり、リサイクル率・リサイクル資材の活用率に関する実績がほぼ 100%となるのは当然の結果と言えるが、今後もより一層全従業員の環境経営に対する意識の高揚と、新規現場における環境経営目標の周知・教育について真摯に取り組み、社内だけではなく社会全体に貢献できるよう進めていくことが肝要である。

また、社内におけるエコ活動・SDGs の活動の実施状況等を記録し、SNS や WEB サイトなどを利用し社外にも我々の取組を発信し、次の活動に生かしていきたいと考える。